

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所	第2委員会室
		担当職員	佐藤
日 時	令和5年3月13日（月曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 14 時 47 分
出席委員	◎木村、○法貴、林、片山、山木、小川、齊藤		
出席理事者	【まちづくり推進部】伊豆田部長、藤本事業担当部長 【都市計画課】田中課長 【都市整備課】清水課長 【桂川・道路交通課】信部課長 【土木管理課】石田課長 【建築住宅課】野々村課長		
出席事務局	佐藤主任		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

（木村委員長あいさつ）

2 委員長報告の確認

（木村委員長 委員長報告朗読）

<木村委員長>

これでよいか。

（全員了）

10:05

<休憩（別途、本会議等開催）10:05～13:30>

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第47号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・都市整備課長説明

13:40

[質疑]

<片山委員>

京町公園と内丸町公園は新しくできた公園なのか。また、なぜ都市公園に追加するのか。

<都市整備課長>

簡易児童遊園として子育て支援課が管理していたが、駅南のまちづくりの一環として、現在公園の再整備を進めており、都市公園に指定するものである。

<片山委員>

亀岡運動公園の利用料について、今まであった「全日 午前9時～午後5時」の料金区分がなくなるので、今後は「午前9時～午後1時」と「午後1時から午後5時」の料金を支払わなければならないのか。

<都市整備課長>

そのとおりである。

<片山委員>

割引を考えることはなかったのか。

<都市整備課長>

考えていない。

<齊藤委員>

夜間利用で増える分は指定管理料を増やすのか。

<都市整備課長>

料金として収入になるが、人件費も増えるため、どのくらいの利益になるかわからないが、指定管理料は変わらない。

<木村委員長>

照明の強弱の説明を再度お願いする。

<都市整備課長>

照明の明るさ「強」の500ルクスであれば国際試合までは使用できないが、国内の陸上競技大会であれば使用できる。「弱」であれば、200ルクスになり、練習や市・民間の団体で行う大会であれば十分競技として成り立つ。

13:47

・第48号議案 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・桂川・道路交通課長説明

13:48

[質疑]

<齊藤議員>

番地で聞いても分からないが、どこなのか。

<桂川・道路交通課長>

JR亀岡駅北のほうへ自由通路を渡り切ったところを「追分町谷筋8番地4」と表現していたが、区画整理により終点の地番を「亀岡駅北一丁目100番3先まで」と変更した。

13:50

・第49号議案 亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・土木管理課長説明

13:53

[質疑なし]

・第50号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について
[説明]

・建築住宅課長説明

13:55

[質疑]

<林委員>

穂田野町天川にある市営住宅について、6戸から1戸減らすということであるが、他の5戸は問題ないのか。

<建築住宅課長>

全て昭和57年～63年に建設されたものであるが、この1戸については払下げの申請があったため、払い下げるものである。

<林委員>

順次、払い下げられていくのか。

<建築住宅課長>

天川地区には、昭和41年～63年までの間に、43戸の住宅があったが、現在は廃止等により24戸になっている。

<片山委員>

幾らで払い下げられるのか。

<建築住宅課長>

12万4,000円である。

<小川委員>

保証人が不要になることで危惧されることはないのか。

<建築住宅課長>

身寄りのない単身高齢者など連帯保証人の確保が困難な方が増えてきているため、国土交通省から、身寄りがいないために市営住宅に住めないとするのはいけないという通知が来ている。保証人はもともと連絡先となっていたため、連絡先についてはこれまでどおり2名の方になっていただくが、1名でも認めているところである。

14:00

・第52号議案 市道路線の認定及び変更について
[説明]

・土木管理課長説明

14:04

[質疑]

<片山委員>

変更しようとする路線として、「上溝大井垣内線」と「中条上溝線」について、ほ場整備の関係で廃止して整備をされることは分かっているが、将来的に、市道として認定替えとなる場合、できるだけ地元の要望に沿っていただき、しっかりと舗装等、市道認定の基準に合うように、ほ場整備事業との整合性を図っていただきたいと思うがどうか。

<土木管理課長>

現在、担当部署と協議して事業を進めているところであり、今後も連携して進めていく。

14:06

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議]

<片山委員>

「第47号議案の亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の亀岡運動公園の利用料について、「午前9時～午後5時」まで、例えば「平日 アマチュアスポーツに使用する場合」は、今までは「全日午前9時～午後5時」の料金区分で、1万1,880円であったが、今後は、「午前9時～午後1時」の6,600円と「午後1時～午後5時」の6,600円を合計して、1万3,200円になり、1,320円上がることになる。そうなれば、利用者から「高くなった」という声が出るのではないかと懸念するが、皆さんはどのように感じるか。

<小川委員>

現状、電気代の高騰等で厳しいと考えるので、利用料の値上げは妥当であると思う。

<木村委員長>

利用がどのくらいあるのかにも関わってくると思うし、「全日」使用する人が少なかったということもあるかもしれない。また、1日独占して借りられるよりは、より多くの人に使用してもらいたいということもあるかもしれない。

<法貴副委員長>

私は妥当な料金であると考えている。

<齊藤委員>

何人かのグループで借りると思われるので、それほど上がったと感じないのではないか。

4 討論～採決

[討論]

<齊藤委員>

「第47号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場で討論させていただく。亀岡運動公園はリニューアルされて付加価値が上がっているので、もう少し料金を上げてよいと考えるし、条例の改正は適正であると考えている。

[採決]

- ・第47号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第48号議案 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第49号議案 亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第50号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第52号議案 市道路線の認定及び変更について

可決・全員

[指摘要望事項]

<木村委員長>

委員長報告の作成に当たり、指摘要望等の意見はあるか。

<片山委員>

亀岡運動公園の利用料について、「できるだけ市民の負担がないように考慮してほしい」という文言を入れていただきたい。

<齊藤委員>

リニューアルして付加価値が上がっているので、もっと高くてもよいと市民は思うと考える。

<小川委員>

あまり深く議論できていない中で、委員長報告に入れるべきではないと考える。

<法貴副委員長>

充実した施設になっているので、安いぐらいだと考える。

<片山委員>

利用者の意見に、真摯に耳を傾けていただき、料金設定の工夫をしていただきたい。

<木村委員長>

今回は、委員長報告に入れずに、行政報告等で確認していきたいと思うがどうか。

(全員了)

<木村委員長>

特になければ、文言については正副委員長に一任願う。

(全員了)

14:29

<休憩 14:29~14:37>

5 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<木村委員長>

記事のスペース上、本日審査した中から1~2項目程度の掲載になるが、意見を
願います。

<小川委員>

「第47号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、亀
岡運動公園が整備され、夜間照明もついた中で今回の料金改定があったので、先
ほど出ていた片山委員からの意見を含めて掲載してはどうか。

<木村委員長>

「第47号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、掲
載することとしてもよいか。

(全員了)

(2) 閉会中の継続審査について

<木村委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

閉会中に委員会を開催するには、閉会中の継続審査の申出を行う必要がある。本
市議会では、運営上、事務の簡素化を図るため、議員改選後4年間一括で、3月
議会閉会日の本会議に提出いただいている。文書を配付しているので確認願う。

<木村委員長>

閉会中の継続審査について、別紙のとおり申し出ることによいか。

(全員了)

(3) 月例開催について

<木村委員長>

次回の月例の常任委員会は、4月28日(金)、午前10時から開催するのでよろ
しく願います。

~散会 14:47